

ユースケース（ 出 生 ）

p1～p11 「番号」導入による出生手続きのリデザイン（飯島委員作成）

「番号」導入による 出生手続きのリデザイン

平成23年4月12日

東京工業大学・大学院
飯島淳一

概要

【目的】

「番号」導入による行政業務のリデザインのポイントを明らかにし、具体的な番号利用イメージを共有すること。

【方法】

対象業務における業務の流れよりも、むしろコミットメントに焦点をあてるため、DEMOと呼ばれる、ビジネスプロセスモデリング(BPM)の方法論を用いる。

【対象業務】

地方自治体をまたがる業務として、平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業における、業務改革対象の一つである「出生手続」をとりあげる。

(総務省情報流通行政局地方情報化推進室よりご提供)

【業務改革時の前提】

地方自治体間での「番号」の利用が可能（医療機関での利用は前提としない）

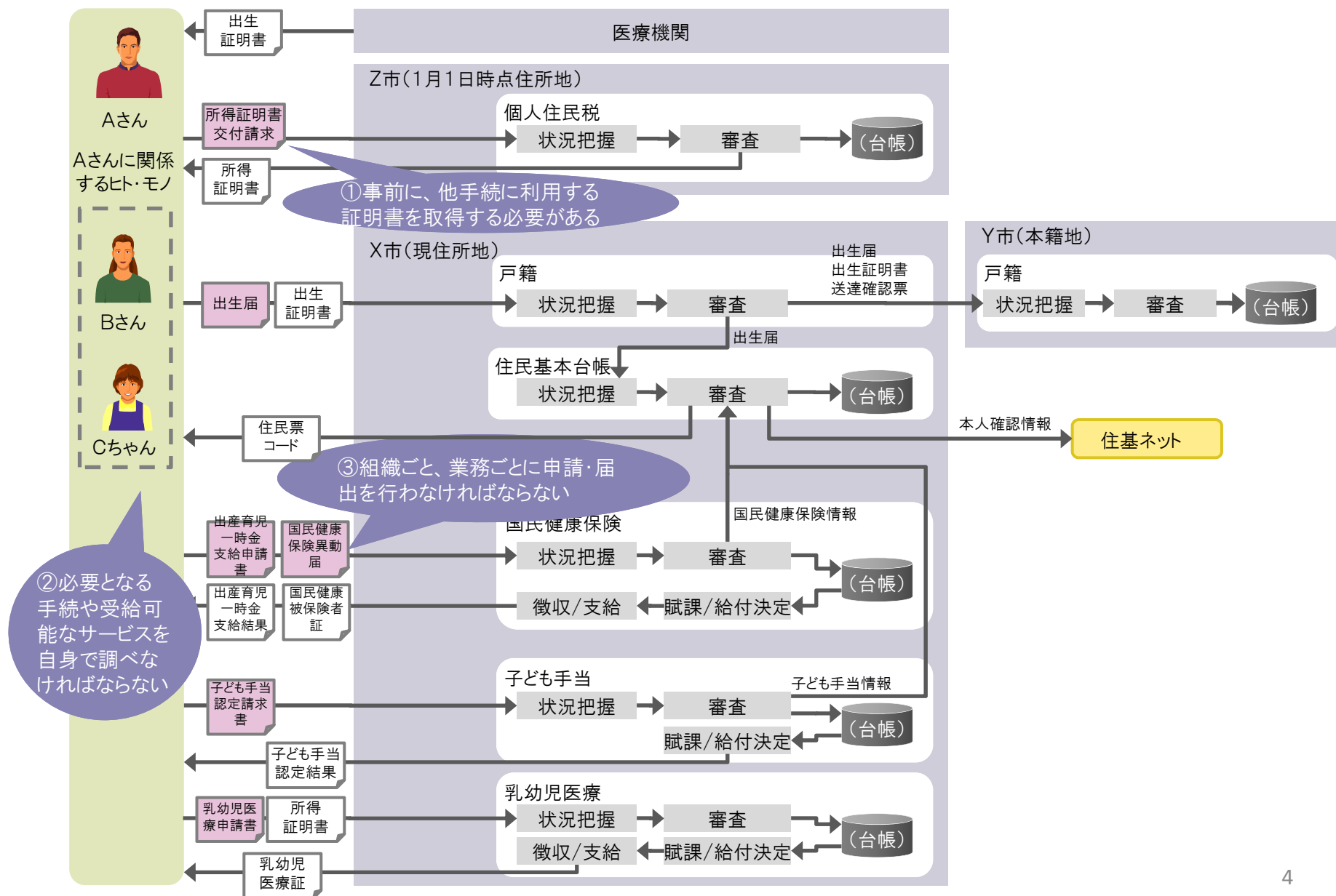
【想定】

- X市に居住するAさん、Bさん夫婦に一人目の子供（Cちゃん）が生まれ、現住所X市に「出生届」を提出する。
- 本籍地はY市、1月1日時点住所地はZ市である。
- 世帯主Aさんの職業は自営業である。

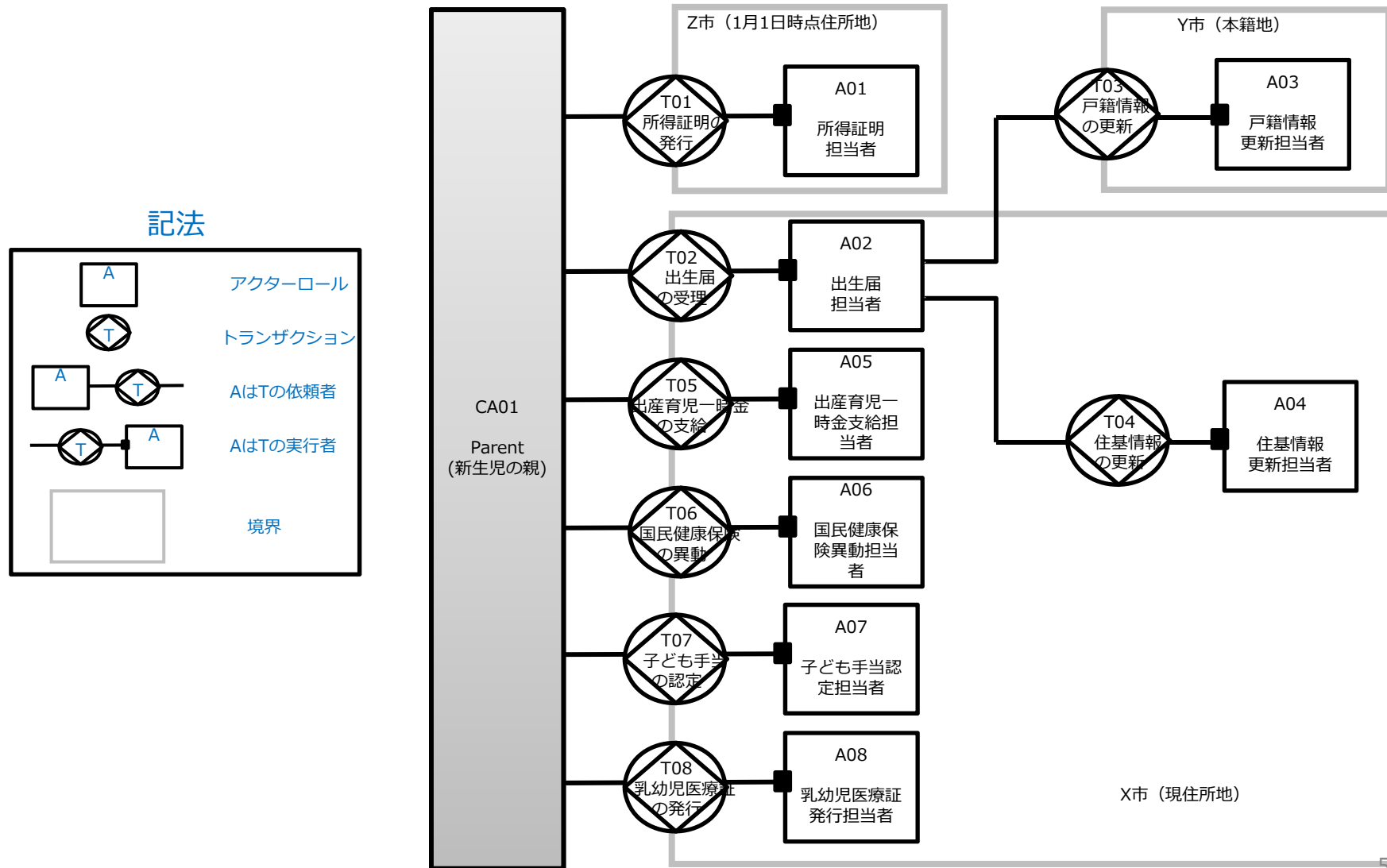
改革前の出生手続

- 新生児の親は現住所が所属する自治体を訪れ、現住所戸籍担当者に出生届と、医療機関が発行した出生証明書を提出し、出生手続きを依頼する。現住所戸籍担当者は審査を行い、問題がなければ届け出を受理する。
- 受理後、現住所戸籍担当者は、新生児の親の本籍地戸籍担当者に出生届関連書類（出生届、出生証明書、送達確認書）を送付する。
- また、現住所戸籍担当者は住民基本台帳担当者に出生届情報を渡す。
- 住民基本台帳担当者は、出生届情報にもとづき審査を行い、問題がなければ、住民基本台帳を更新する。また、住民基本台帳担当者は住基ネットを通して国、県の指定管理機関などの本人確認情報を更新し、新生児に住民票コードを発行する。
- 本籍地戸籍担当者は書類を受け取り、審査した後に、戸籍の情報を更新する。
- 続いて、新生児の親は出産育児一時金支給申請書を出産育児一時金担当者に、国民健康保険異動届を国民健康保険担当者に提出し、出産育児一時金の支給と国民健康保険の異動を申請する。（※自治体によっては、出産育児一時金担当者と国民健康保険担当者が同一である場合もある。）
- 出産育児一時金担当者は書類を受け取り、審査した後、問題がなければ国民健康保険台帳を更新し、新生児の親に出産育児一時金支給結果を発行する。
- 国民健康保険担当者は書類を受け取り、審査した後、問題がなければ国民健康保険台帳を更新し、新生児の親に国民健康被保険者証を発行する。また、国民健康保険情報を住民基本台帳担当者に渡す。
- 続いて、新生児の親は子ども手当認定請求書を子ども手当担当者に提出し、子ども手当の支給を申請する。子ども手当担当者は書類を受け取り、審査した後、問題がなければ子ども手当台帳を更新し、新生児の親に子供手当認定結果を発行する。また、子ども手当情報を住民基本台帳担当者に渡す。
- 新生児の親は、所得証明書発行請求を1月1日時点の住所地の所得証明担当者に提出する。所得証明担当者は審査を行い、問題がなければ新生児の親に所得証明書を発行する。
- 続いて、新生児の親は乳幼児医療申請書と、1月1日時点の住所地から発行された所得証明書を、乳幼児医療担当者に提出し、乳幼児医療の受給資格の申請をする。乳幼児医療担当者は書類を受け取り、審査した後、問題がなければ乳幼児医療台帳を更新し、新生児の親に乳幼児医療証を発行する。

改革前



改革前の構成モデル



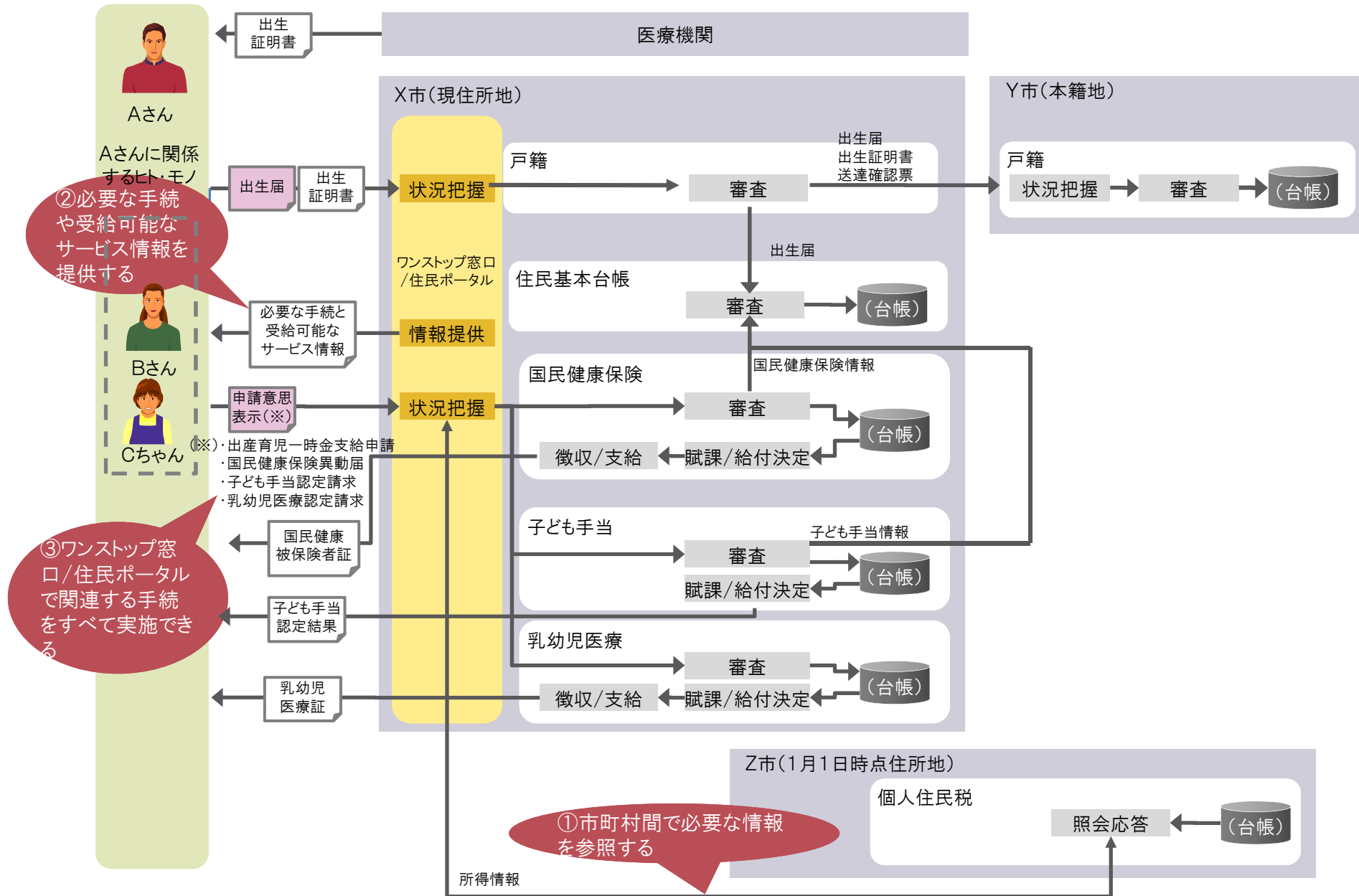
改革前のトランザクション・リザルト表

	トランザクション型		リザルト型
T00	出生証明書の発行	R00	出生証明書[BC]が発行された
T01	所得証明の発行	R01	所得証明書[I]が発行された
T02	出生届の受理	R02	出生届[B]が受理された
T03	戸籍情報の更新	R03	戸籍情報[F]が更新された
T04	住民基本情報の更新	R04	住民基本情報[R]が更新された
T05	出産育児一時金の支給	R05	出産育児一時金[BM]が支給された
T06	国民健康保険の異動受理	R06	国民健康保険の異動[M]が受理された
T07	子ども手当の認定	R07	子ども手当[C]が認定された
T08	乳幼児医療証の発行	R08	乳幼児医療証[BH]が発行された

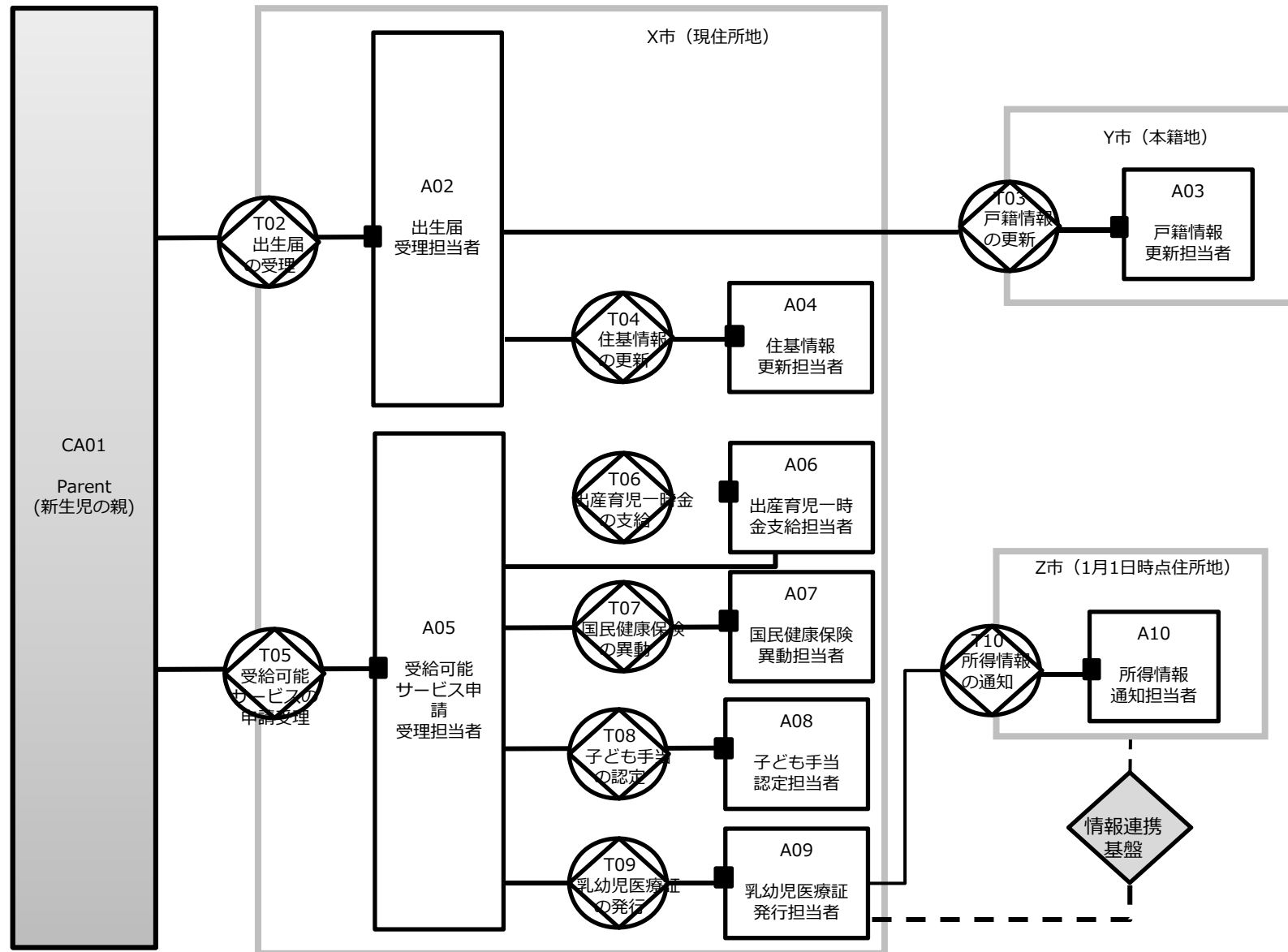
改革後の出生手続

- 新生児の親は現住所が所属する自治体のワンストップ窓口を訪れる。
- 新生児の親は出生届と医療機関が発行した出生証明書を窓口担当者に提出し、出生手続きを依頼する。窓口担当者は本籍地戸籍担当者に出生届情報を送信する。
- 本籍地戸籍担当者は、出生届け情報と医療機関から発行された出生証明書にもとづき、審査を行い、問題がなければ戸籍台帳を更新し、住民基本台帳担当者に住民票記載事項を送信する。
- 住民基本台帳担当者はその情報を基に審査を行い、問題がなければ住民基本台帳を更新する。また、住民基本台帳担当者は住基ネットを通して国、県の指定管理機関などの本人確認情報を更新する。
- 窓口担当者は新生児の親が受給可能なサービスの情報を提供する。
- 新生児の親は窓口担当者に必要なサービスの申請意思表示をまとめて行う。
- 窓口担当者は、
 - 出産育児一時金支給申請情報を出産育児一時金担当者に、
 - 国民健康保険異動届情報を国民健康保険担当者に、
 - 子ども手当認定請求情報を子ども手当担当者に、
 - 乳幼児医療申請情報を乳幼児医療担当者に、それぞれ送信する。（※上記担当者のうち、自治体によっては、出産育児一時金担当者と国民健康保険担当者が同一である場合もある。）
- 出産育児一時金担当者は受け取った情報を審査した後、問題がなければ国民健康保険台帳を更新し、新生児の親に出産育児一時金支給結果を通知する。
- 国民健康保険担当者は受け取った情報を審査した後、問題がなければ国民健康保険台帳を更新し、新生児の親に国民健康被保険者証を発行する。また、国民健康保険情報を住民基本台帳担当者に送信する。
- 子ども手当担当者は受け取った情報を審査した後、問題がなければ子ども手当台帳を更新し、新生児の親に子ども手当認定結果を通知する。また、子ども手当情報を住民基本台帳担当者に送信する。
- 乳幼児医療担当者は新生児の親の所得情報を、1月1日時点の住所地の所得情報担当者に照会し、受け取った情報と共に審査をした後、問題がなければ乳幼児医療台帳を更新し、新生児の親に乳幼児医療証を発行する。

改革後



改革後の構成モデル



改革後のトランザクションリザルト表

	トランザクション型		リザルト型
T01	出生証明書の発行	R01	出生証明書[BC]が発行された
T02	出生届の受理	R02	出生届[B]が受理された
T03	戸籍情報の更新	R03	戸籍情報[F]が更新された
T04	住民基本情報の更新	R04	住民基本情報[R]が更新された
T05	受給可能なサービスの申請受理	R05	受給可能なサービス[S]の申請が受理された
T06	出産育児一時金の支払い	R06	出産育児一時金[BM]が支払われた
T07	国民健康保険の異動受理	R07	国民健康保険の異動[M]が受理された
T08	子ども手当の認定	R08	子ども手当[C]が認定された
T09	乳幼児医療証の発行	R09	乳幼児医療証[BH]が発行された
T10	所得情報の通知	R10	所得情報[I]が通知された

情報連携手順（受給可能サービス申請）

【前提】

- ・ 新生児の親は、「番号」(P)のついたICカードを所有
- ・ X市（現住所地）のもつPに対応するリンクコード PX
- ・ 1月1日時点住所地Z市のもつPに対応するリンクコード PZ
- ・ 自治体間での送受信は、（FROM,TO,WHO,WHAT）の4つ組

1. 新生児の親は、「番号」（4情報を含む）と出生届、出生証明書を窓口担当者に提出
2. 窓口担当者は、「番号」とリンクコードの表を用いてPXを獲得
3. 窓口担当者は、PXを、出産育児一時金支給担当者、国民健康保険異動担当者、子ども手当認定担当者、乳幼児医療証発行担当者へ送信
4. 出産育児一時金支給担当者、国民健康保険異動担当者、子ども手当認定担当者は、各々PXを用いて処理
5. 乳幼児医療証発行担当者は、（X市、Z市、PX、所得税情報依頼）を情報連携基盤へ送信
6. 情報連携基盤では、IDコードを介して、これを（X市、Z市、PZ、所得税情報依頼）へ変換し、Z市の所得情報通知担当者へ送信
7. Z市の所得情報通知担当者は、PZを用いて所得税データを獲得。
8. Z市の所得情報通知担当者は、（Z市、X市、PZ、所得税データ）を情報連携基盤へ送信
9. 情報連携基盤ではIDコードを介して、これを、（Z市、X市、PX、所得税データ）へ変換し、X市の乳幼児医療証発行担当者へ送信
10. X市の乳幼児医療証発行担当者は、受信した所得税データを用いて、乳幼児医療証の発行に関する審査を行い、問題がなければ、乳幼児医療台帳を更新し、新生児の親に乳幼児医療証を発行